

○農業経営収入保険基準収入金額等設定準則

（平成三十年三月三十日農林水産省告示第七百十一号）

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第一百八十四条第一項及び第一百八十七条第一項の規定に基づき、農業経営収入保険基準収入金額等設定準則を次のように定める。

農業経営収入保険基準収入金額等設定準則

第一 基準収入金額

1 農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第一百七十九条第二項の基準収入金額（以下「基準収入金額」という。）は、同条第三項の保険資格者の農林水産省令で定める期間における農業収入金額（以下「実績農業収入金額」という。）の平均額（青色申告書（農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第八十七条第三項第二号に規定する青色申告書をいう。以下同じ。）を提出した期間が保険期間の開始日の属する年（法人にあつては、事業年度。以下同じ。）の前年のみであるときは、

当該前年における農業収入金額。次項及び第三項において同じ。)に相当する金額とする。

2 規則第百七十九条第一項第二号に掲げる農業経営に関する計画に関する書類（以下「農業経営に関する計画に関する書類」という。）に基づいて算定される法第百七十九条第三項の保険期間中に見込まれる農業収入金額（以下「見込農業収入金額」という。）が前項の平均額に相当する金額に満たない場合における基準収入金額は、同項の規定にかかわらず、当該見込農業収入金額とする。

3 見込農業収入金額が第一項の平均額に相当する金額を超える場合において、第一号に掲げる面積が第二号に掲げる面積を超えるときにおける基準収入金額は、前二項の規定にかかわらず、保険資格者の申出により、第一項の平均額に相当する金額に、保険資格者の単位面積当たりの実績農業収入金額（実績農業収入金額を経営面積で除して得た金額をいう。以下同じ。）の平均額に第一号に掲げる面積から第二号に掲げる面積を差し引いて得た面積を乗じて得た金額の百分の八十に相当する金額を加えて得た金額とすることができる。ただし、当該金額が見込農業収入金額を超えるときは、見込農業収入金額とする。

一 保険期間における保険資格者の経営面積

二 保険期間の開始日の属する年の前年までの五年間（農業経営を行つた期間（當農不能年（規則第百

七十五条第一項に規定する當農不能年をいう。以下同じ。）（法人にあつては、同条第二項に規定する當農不能年度。以下同じ。）を含む。）が五年間に満たないときは、その行つた期間）における經營面積（農業經營を承継し、又は譲り受けた場合は、当該承継又は譲渡に係る經營面積を含む。）の平均（農業經營を行つた期間が保険期間の開始日の属する年の前年のみであるときは、当該前年における經營面積）

4 前項の単位面積当たりの実績農業収入金額の平均額は、規則第百八十三条第一項の期間における各年の単位面積当たりの実績農業収入金額を平均して得た金額（農業經營を行つた期間が保険期間の開始日の属する年の前年のみであるときは、当該前年における単位面積当たりの実績農業収入金額）とする。ただし、同項の期間の一部が當農不能年に該当するときは、全国連合会（法第十条第一項に規定する全国連合会をいう。以下同じ。）が適當と認める期間における各年の単位面積当たりの実績農業収入金額を平均して得た金額とする。

5 保険資格者が保険期間の開始日の属する年の前年までの五年間において青色申告書を提出した者（規則第百七十五条第三項の規定により、青色申告書を提出する期間が保険期間の開始日の属する年の前年

までの五年間となる者を含む。）である場合であつて、見込農業収入金額が第一項の平均額に相当する金額を超える、過去二年間の単位面積当たりの実績農業収入金額がそれぞれ単位面積当たりの実績農業収入金額の平均額を超える、かつ、単位面積当たりの実績農業収入金額の平均増減率が一を超えるときにおける基準収入金額は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、保険資格者の申出により、保険資格者の当該五年間の実績農業収入金額から直線回帰式により推計される当該保険期間中に見込まれる農業収入金額とすることができる。ただし、当該金額が見込農業収入金額を超えるときは、見込農業収入金額とする。

6 前項の単位面積当たりの実績農業収入金額の平均増減率は、保険期間の開始日の属する年の前年までの四年間にについて、各年の単位面積当たりの実績農業収入金額をその前年の単位面積当たりの実績農業収入金額で除して得た率を平均して得た率とする。

第二 実績農業収入金額

1 実績農業収入金額は、対象農産物等（法第百七十九条第四項に規定する対象農産物等をいう。以下同じ。）に係る販売金額、事業用消費の金額及び期末棚卸高の合計金額から、対象農産物等に係る期首棚卸高を控除した金額とする。

2 前項の対象農産物等に係る販売金額は、保険資格者の規則第百八十三条第一項の期間における損益計算書の販売金額（法人にあつては、損益計算書の商品製品等売上高）のうち対象農産物等に係る金額とし、当該期間における次に掲げる金額を含め、保険資格者以外の者が生産した対象農産物等に係る販売金額その他の対象農産物等に係る販売金額から除くことが適當と認められる金額を含めないものとする。

一 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第十九条第一項の甘味資源作物交付金

二 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第三十三条第一項のでん粉原料用いも交付金

三 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第四条各号の生産者補給交付金又は生産者補給金及び同法第十四条の集送乳調整金

四 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号。以下「担い手経営安定法」という。）第三条第一項各号の交付金

五 対象農産物等を販売したことにより得られる金額その他の対象農産物等に係る販売金額に含めることが適當と認められる金額

3 第一項の対象農産物等に係る事業用消費の金額は、保険資格者の規則第百八十三条第一項の期間における損益計算書の家事消費事業消費金額から家事消費金額を差し引いて得た金額（法人にあつては、損益計算書の事業消費高）のうち保険資格者が生産した対象農産物等に係る金額とする。

4 第一項の対象農産物等に係る期末棚卸高は、保険資格者の規則第百八十三条第一項の期間における損益計算書の期末において有する農産物の棚卸高（法人にあつては、損益計算書の期末商品製品原材料等棚卸高）のうち保険資格者が生産した対象農産物等に係る金額とする。

5 第一項の対象農産物等に係る期首棚卸高は、保険資格者の規則第百八十三条第一項の期間における損益計算書の期首において有する農産物の棚卸高（法人にあつては、損益計算書の期首商品製品原材料等棚卸高）のうち保険資格者が生産した対象農産物等に係る金額とする。

6 全国連合会と保険資格者の間に農業経営収入保険の保険関係が存していた年に係る第一項の対象農産物等に係る事業用消費の金額、期末棚卸高及び期首棚卸高は、前三項の規定にかかわらず、保険資格者が全国連合会に申告をしたこれらの金額とする。

7 保険資格者が農業経営を承継し、又は譲り受けた場合であつて、規則第百八十三条第一項の期間におけ

る被承継人等の実績農業収入金額を保険資格者の実績農業収入金額に含めるときは、当該期間における各年の保険資格者の実績農業収入金額に、当該各年に対応する期間（次に掲げる期間を除く。）の被承継人等の実績農業収入金額を加えるものとする。

一 被承継人等が個人であり、かつ、承継人等が当該承継又は譲渡によつて農業を営む者となる法人である場合における当該承継又は譲渡に係る年の当該承継又は譲渡までに経過した期間（当該法人の事業年度が十二月三十一日に終了した場合を除く。）

二 被承継人等が法人であり、かつ、承継人等が当該承継又は譲渡によつて農業を営む者となる場合における当該承継又は譲渡に係る一年間に満たない事業年度（次に掲げる場合を除く。）

イ 承継人等が個人である場合にあつては、当該事業年度が一月一日に開始したものである場合

ロ 承継人等が法人である場合にあつては、当該事業年度の期間と、当該承継又は譲渡の日に開始する承継人等の事業年度の期間との合計が一年間である場合

規則第百七十五条第一項に規定する気象災害により保険資格者の対象農産物等が被害を受けた年（営農不能年を除く。）の実績農業収入金額が当該年の基準収入金額（当該年の基準収入金額を算定していない

者にあつては、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める金額。以下この項において同じ。

（）に百分の八十を乗じて得た金額を下回った場合における当該年の実績農業収入金額は、保険資格者の申出により、当該年の基準収入金額に百分の八十を乗じて得た金額とすることができます。この場合において、実績農業収入金額の調整を行う年が二年以上あるときは、これらの年のうち最も古い年のものから順次に実績農業収入金額を調整するものとする。

一次号に掲げる場合以外の場合 規則第百八十三条第一項の期間における当該年の前年までの単位面積当たりの実績農業収入金額の平均額（青色申告書を提出した期間が当該年の前年のみであるときは、当該前年における単位面積当たりの実績農業収入金額）に当該年の経営面積を乗じて得た金額

二 規則第百八十三条第一項の期間における当該年の前年までの期間の一部が営農不能年に該当する場合 全国連合会が適当と認める期間における各年の単位面積当たりの実績農業収入金額の平均額に当該年の経営面積を乗じて得た金額

9 前項の申出は、市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類（当該書類に記載すべき事項を記録した法第五十三条第四項に規定する電磁的記録を含む。）により、当該被害があつた事實を明らかにしてしなけ

ればならない。

第三 見込農業収入金額

- 1 見込農業収入金額は、保険期間の農業経営に関する計画に関する書類に基づき、対象農産物等に係る見込販売金額、事業用消費の見込金額及び見込期末棚卸高の合計金額から、対象農産物等に係る見込期首棚卸高を控除した金額とする。
- 2 前項の対象農産物等に係る見込販売金額は、次に掲げる金額を合計した金額とする。
 - 一 保険資格者が生産する対象農産物等のうち保険期間に販売が見込まれるものとの種類ごとの数量に、見込販売単価を乗じて得た金額
 - 二 保険資格者が生産する対象農産物等のうち規則第二百八十七条第二項各号の交付金等の対象となつているものに係る保険期間に交付が見込まれる当該交付金等の金額
- 3 第一項の対象農産物等に係る事業用消費の見込金額は、保険資格者が生産する対象農産物等のうち保険期間に事業用消費に充てることが見込まれるものとの種類ごとの数量に、保険期間の農業経営に関する計画に関する書類において保険資格者が前項第一号の見込販売単価を超えない範囲内で記載した見込単価を乗

じて得た金額の合計金額とする。

4 第一項の対象農産物等に係る見込期末棚卸高は、保険資格者が生産する対象農産物等の種類ごとの保険期間終了の時における見込在庫数量に、第二項第一号の見込販売単価を乗じて得た金額の合計金額とする。
。

5 第一項の対象農産物等に係る見込期首棚卸高は、保険資格者が当該保険期間開始前に生産した対象農産物等の種類ごとの保険期間開始の時における見込在庫数量に、第二項第一号の見込販売単価を乗じて得た金額の合計金額とする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 （平成三〇年九月二八日農林水産省告示第二一四二二号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三〇年一〇月一九日農林水産省告示第二三〇二二号）

この告示は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる

日から施行する。

(効力を生ずる日)平成三〇年一二月三〇日)

附 則 (令和三年七月二一〇日農林水産省告示第一二〇六号)

この告示は、令和三年八月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月二一日農林水産省告示第五百十四号)

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年十月七日農林水産省告示第千五百四十三号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(農業経営収入保険に関する経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、令和五年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険

関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

附 則

(令和五年五月二十五日農林水産省告示第六百十号)

(施行期日)

- この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、令和六年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

附 則 (令和六年六月二十四日農林水産省告示第千二百五十九号)

(施行期日)

- この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、令和七年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収

入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

附 則（令和六年十一月二十七日農林水産省告示第二千三百五十一号）

（施行期日）

1 この告示は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の規定は、令和七年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。